



就業規則のない企業は交通ルールのない道路と同じ

今月はトラブル社員をめぐる相談が急増しています。『セクハラ・パワハラがひどいため真面目な社員が退職してしまう』、『お客にひどい言葉を吐く』などです。また、当人にとってはかわいそうなことですが、メンタルな病気で長期に休職しているなどの事例もあります。辞めてもらいたい社員がいるときは就業規則が重要です。長期休職者には、就業規則の内容をよく説明しておくことが必要です。イジメ・パワハラも就業規則に基づき業務改善指導書（イエローカード）で注意しておけば、実際にトラブルが起きた時、状況は会社に有利になります。

トラブルの多い会社の多くは就業規則がない会社がほとんどです。また、せっかく就業規則を作成していても、全く機能していない会社もあります。当事務所で就業規則を作成し、労働基準監督署に届け、労基署長の受理印まであるのに見た覚えがないという事業主もいました。経営者がこれでは、当然従業員も見えていません。交通ルールなく車が走っているのと同じです。労使トラブルが起きた時はこじれることが明らかです。

労働基準監督官の人数が以前は全国で 3,000 名でしたが、今は 4,000 名に増加しました。したがって労基署の調査も増加傾向にあります。労基署が調査の際にまず求めるのが就業規則です。裁判でも、就業規則が労働契約の内容となり問題解決の基準になります。労働基準法には従業員を罰する規定はありませんが、会社の規律を確立するには就業規則を整えておく以外に方法はありません。

倒産する会社の共通点は、①経営者の高慢、経営能力の過信、②社員教育の不備、欠如、③事業目的・目標・計画性の欠如、④業界情報の不足と環境変化への対応不足と並んで、「就業規則がないこと」が挙げられています。就業規則について気軽にご相談ください

雇用保険の届出に、マイナンバーの記載が必要です！

平成 30 年 5 月以降、下記雇用保険の届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合には、届出が返戻されます！

必ずマイナンバーを記載・添付の上、提出してください。

◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①雇用保険被保険者資格取得届 | ②雇用保険被保険者資格喪失届 |
| ③高年齢雇用継続給付支給申請（初回） | ④育児休業給付支給申請（初回） |
| ⑤介護休業給付支給申請 | |

◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

《ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合》

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ⑥雇用保険被保険者転勤届 | ⑦雇用継続交流採用終了届 |
| ⑧高年齢雇用継続給付支給申請(2回目以降) | ⑨育児休業給付支給申請(2回目以降) |

注意 平成 30 年 4 月 1 日～障害者の法定雇用率が引き上げに！

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。（「障害者雇用率制度」）

平成 30 年 4 月 1 日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に「精神障害者」が加わり、法定雇用率が以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2. 0% ⇒	2. 2%
国、地方公共団体等	2. 3% ⇒	2. 5%
都道府県等の教育委員会	2. 2% ⇒	2. 4%

また今回の法定雇用率の変更に伴い、**従業員 45.5 人以上**（現行は 50 人以上）の**民間企業の事業主に、障害者を雇用する義務**が発生します。

海外在住の健康保険被扶養者の認定が厳格化！

健康保険法では、一定の要件を満たした家族を扶養しているときは、その扶養する家族の住まいが国内外であることを問わずにその家族を被扶養者とすることが可能です。

今回、日本年金機構は海外に居住する家族を扶養とする場合の手続きについて、被保険者との続柄、被扶養者の収入状況および仕送り状況などを記載した現況申立書（様式指定）を健康保険被扶養者(異動)届に添付することを義務付けました。また、その現況申立書には、被保険者との続柄や生計維持関係を確認する証明等について、書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する必要があります。



実際、当事務所でも顧問先事業主様より、外国人従業員の増加に伴い、海外居住の家族を扶養に入れたいというご相談が増えてきています。今後、従業員から海外居住の家族を扶養に入れたいという相談があった場合には、今回の取扱い変更に十分注意して行った上で、手続きをする必要があります。

平成 30 年「STOP！熱中症！クールワークキャンペーン」実施！！！！

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。職場における熱中症対策がまだ十分に浸透しておらず、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要と考え、厚生労働省では、労働災害防止団体などとともに、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、平成 30 年 4 月を準備期間、5 月から 9 月までを実施期間とする「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

このキャンペーンは、昨年初めて実施し、今年で 2 回目の取り組みです。厚生労働省では、キャンペーンを通じ、労働災害防止団体等との連携した事業場への周知・啓発や、熱中症予防対策に関するセミナーの実施や教育用ツールの提供などを行うことで、熱中症予防対策の徹底を図り、重篤な熱中症災害を防止することを目指します。

